

2026年3月9日

株主各位

神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
(本社事務所)
神戸市中央区東川崎町一丁目1番3号
川崎重工業株式会社
代表取締役 橋本 康彦

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、2026年4月1日付をもって当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日と定めましたので公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を1,344,000,000株増加して、1,680,000,000株とすることを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は2026年4月下旬から5月上旬目途でお届出住所にお送り申し上げる予定です。
2. 2026年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先
株主名簿管理人及び
特別口座管理機関
照会先

〒540-8639
大阪市中央区北浜四丁目5番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)